

議案第37号

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成13年さいたま市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(失職の特例)</u></p> <p>第5条 任命権者は、<u>禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする</u>ことができる。</p> <p>2 <u>前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が当該刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消の日においてその職を失うものとする。</u></p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第5条 [略]</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。